第2セッション　　「倒産法の近時の検討課題（デジタル化を踏まえて）」についての

指定討論文（韓国側）

李 在運（LS電線株式会社、弁護士）

　お忙しい中、デジタル化を踏まえた倒産法の近年の検討課題についてご準備・報告いただいた阿多博文弁護士に深く感謝を申し上げます。おかげさまで、普段あまり知らなかった日本における訴訟のデジタル化の変化、特に最近の倒産手続におけるデジタル化について詳しく知ることができました。

　また、第10回日韓民事訴訟法合同大会という有意義な場に指定討論者としてお招きいただいた日韓両国の学会関係者の皆様にも深く感謝いたします。

　以下では、阿多弁護士の報告を読みながら、個人的に気になった部分について、報告者のご意見を伺うことで討論を締めくくりたいと思います。

　報告ペーパー第１の『デジタル化に至る経緯と法改正の状況』を通じて、現在の日本の民事訴訟法の改正状況を知ることができました。

　韓国では、2000年代初頭に超高速インターネットが普及し、ノートパソコンやスマートフォンのようなITインフラが普遍化され、自然と訴訟手続のデジタル化に対する要求も高まり、2010年に「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」を制定し、訴訟手続のデジタル化を開始しました。特に、コロナ19のパンデミック状況を経て、IT技術を活用した非対面業務も日常のように慣れ、最近は映像裁判も徐々に活性化される傾向にあります。このように、韓国の訴訟実務は相当レベルのデジタル化を実現していますが、民事訴訟の根幹である民事訴訟法体系は依然として紙ペースでの訴訟を前提としたままのものであり、現実に合わないため、今後、実務に合った民事訴訟法の改正という課題を抱えています。

　ところで、日本は韓国より早い1996年から民事訴訟法を改正し、争点整理のための電話会議システムを導入し、映像会議システムによる証人尋問が可能になるように規定し、2004年にオンラインで訴状を受付ける根拠条項を規定するなど、すでに2000年前後から訴訟のデジタル化の制度的基盤を整えたと聞いています。韓国で2010年頃に初めて訴訟のデジタル化に関する立法が行われたことを考えると、日本では訴訟のデジタルの導入において非常に先駆的であったことが分かります。その後、実務的に訴訟のデジタル化が積極的に活用されなかった側面がありますが、ご報告におけるように、2022年と2023年改正を通じて、訴訟のデジタル化に適した民事訴訟法体系を備えることになり、今後、スピード感のある運用が予想されます。日本の民事訴訟法の改正内容は、今後の韓国の民事訴訟法の改正においても良い参考になると思われます。

　日本の改正法の内容を見ると、2028年まで段階的に制度ごとに施行時期が異なることが分かりますが、制度ごとの施行時期に合わせて実務的な面での運用はどの程度行われているのか、特に、報告者のように実務に直接に関わっている弁護士として、また国民の一人として肌で感じる変化の程度はどの程度なのか気になります。参考までに、指定討論者（わたくし）の場合、2013年から弁護士業務を行っていますが、訴状・準備書面・証拠資料の提出及び閲覧、各種書類送達等においては、デジタルシステムを積極的に活用していますが、映像裁判はまだ経験したことがなく、映像裁判の実施可否に対する裁判所の裁量が大きく、やむを得ない事情がない限り、映像裁判はなかなか許可されないという周囲の弁護士の話もよく聞きます。

　報告ペーパー第２の『民事裁判手続のデジタル化の場面』の内容で、日本の改正法の内容のうち、申請等のオンライン化、裁判記録の電子化、期日等に対するウェブ会議方式での参加などについてお話いただきました。

　その中で、申立等の（オンライン化）義務化の範囲について、デジタル化の効率性だけを考えれば、全面的な義務化が効果的であろうが、「現状を考慮すると、一律に義務化した場合、国民の破産手続等の利用機会を事実上奪うことになりかねない」とのお話がありました。このときの「現状」とは、おっしゃるデジタルデバイドによる弱者階層の存在を前提とした状況を指すものと理解し、紙ベースでの訴訟の選択の可能性が全くない全面的な義務化は、（情報）弱者階層の裁判を受ける権利そのものを侵害する危険性があるという点で、討論者も同感です。 ところで、デジタルデバイド［ITを利用できる者と利用できない者との差、情報格差ともいう］の数値に関する統計が収集されているのか、あればどの程度なのか気になります。

　次に、ウェブ会議方式の利用に関連して、「なお、改正法は、ウェブ会議方式の関与を実際の物理的な出席と同価値で評価していません。 原則は事実上の出席であり、裁判所は、当事者にウェブ会議方式の利用を認めるには相当性を求めています」とおっしゃっていましたが、少なくとも相当性が認められ、ウェブ会議方式の利用が許されるのであれば、裁判所への直接出席と同じように評価されなければ、ウェブ会議方式の出席が真の意味を持つことはできないと思うのですが、物理的な出席と同価値で評価されないというのは、具体的にどのような趣旨なのか、どのような場合に相当性が認められるのか気になります。

他方、韓国の場合、弁論期日をウェブ会議方式で開催したい場合、交通の不便その他事情により当事者が法廷に直接出席することが困難であると認めるときは、当事者の申請や同意を受けなければならず、日本の相当性要件よりも厳しいです。このように規定したのには、弁論期日の公開裁判の原則の影響を受けたものと予想されます。日本で弁論期日のウェブ会議方式の開催について、相当性要件を採用したことに関連して、どのような議論がなされたのでしょうか。

報告ペーパー第３の「破産手続等のデジタル化」では、報告テーマの中心である破産手続におけるデジタル化の具体的な内容を紹介していただきました。 特に、オンライン申請及びシステム送達、提出された書面及び記録媒体の電子化、電子化された事件記録の閲覧、期日内におけるウェブ会議方式又は電話会議方式の利用等について、改正法の内容をよく説明していただきました。民事訴訟法の規定の準用として、先に議論された改正民事訴訟法上の訴訟のデジタル化の内容が、倒産手続においてもほとんど活用されるものと思われます。

破産手続の代理人としての弁護士及び破産管財人等にオンライン申請及びシステム送達の利用義務を課していますが、弁護士が比較的デジタル化に慣れていること、破産管財人等が破産手続において果たす役割の幅と重要性及び公的地位を考慮すると、妥当な規定であると考えられます。

また、債権者集会におけるウェブ会議方式の可否の決定において、意見聴取を規定している民事訴訟法とは異なり、破産法では意見聴取規定を設けていないのですが、その理由は何なのでしょうか。

報告ペーパー第４の「対処すべき課題 - 今後の実務運用」の部分では、デジタル化の運用において実務的に問題となる可能性のある部分について指摘していただきました。

破産債権者に関連して、破産債権者にデジタル化を活用した債権届出のメリットがあるのか、債権調査期日をウェブ会議方式で実施する場合、破産債権者への招待状提供の方法や時期などについて検討する必要があるとされていましたが、この点報告者のお考えをお聞かせください。

次に、債権者集会のウェブ会議方式での実施に関連して、会社法上のハイブリッド参加型/出席型、バーチャルオンリー方式等のバーチャル株主総会との比較を説明していただきました。 現在までハイブリッド参加型の株主総会しか行われていない韓国とは異なり、日本はハイブリッド参加型/出席型だけでなく、バーチャルオンリー株主総会まで行われていると聞いています。指定討論者の考えでは、改正破産法では特に制限はないようですので、今後、技術的に当事者の身元確認方法、リアルタイムの議決権行使とその集計の公平性と安定性さえ確保できれば、バーチャルオンリー株主総会まで開催した経験を踏まえ、バーチャルオンリー方式による債権者集会まで開催可能ではないかと思われます。報告者は、報告原稿の最後にいくつかの疑問を投げかけておられますが、ご本人のお考えをお聞かせください。

ご報告していただいた阿多弁護士に改めてお礼を申し上げるとともに、以上不十分でありながら、指定討論を終わらせていただきます。 ありがとうございました。